

令和8年度家庭教育推進団体等支援事業 認定方針について

1 事業について

本事業は、PTAを含む家庭教育推進団体が行う事業の中で、保護者やそれに準ずるかた（以下「保護者」という。）が、家庭教育を行う上で必要と思われる内容に対して支援をするものです。家庭教育と密接に関係する地域の教育力の向上に寄与すると思われる事業に対しても、予算の範囲内で支援します。

家庭教育とは、「家庭で保護者が子どもに対して行うしつけや、接し方の心得等を扱う教育」です。具体的には、子どもの身体的・精神的成長を助け、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、社会のルールを教えていくものです。

なお、毎年度、事業の目的や効果を検討しながら今後の展開や本事業のあり方を改善していきます。

2 支援事業選考の基本方針

- ①選定の重要なポイントは、「親が家庭教育を行う場合の参考になるか」または、「家庭の教育力の向上につながるか」です。
- ②学校教育課程に係るものは対象外です。
- ③「かしわ地域 学びの事業者連絡会」に加盟する企業が実施する場合にあっては、当該企業の社員研修として行うものに限ります。

* 特記事項 *

経費の支援について

経費の支援は、講師等に支払う報償費（謝礼金）に限ります。報償費の額は、1団体につき、1時間あたり1万5千円まで、総額3万円以内とします。ただし、講師の職種等により基準額が違いますので、講師選考の際は、所属や経歴等を明確にし、生涯学習課にご相談、調整をしてください。

※先行して講師と謝金の支払い等の取り決めを行わないよう、ご注意ください。